

鎌倉市告示第 228 号

鎌倉市下水道指定工事店規則(平成11年2月規則第21号)第18条の規定に基づき、次の者から同規則第8条第2項の規定による届出があったので告示します。

令和8年(2026年)1月28日

鎌倉市長 松尾



1 届出者

株式会社 匠龍工業

(指定番号第 575 号)

2 届出事項

営業所移転

(新) 藤沢市善行坂2-7-6

(旧) 藤沢市用田208-2